

特別区職員研修所からのご案内

10月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

研修名：説明力・交渉力強化（第4回）

対 象：係長級以下の職員

内 容：①これで交渉成立！めざすべき交渉のあり方

（予定）②交渉成功のカギ ～話す・聞く能力

③交渉に欠かせない表現力・説明力

④合意形成へ導く傾聴技法

⑤合意形成を踏まえた主張法

⑥交渉を優位に進めるテクニック

⑦さらに説明力・交渉力を強化するために

日時：10月1日(水)、2日(木)
9:00～17:00

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
地区計画①②	10月上～中旬	地区計画を担当する職務経験1、2年程度の職員
地域保健	10月上～中旬	保健所・保健センター等に勤務する保健師・栄養士・歯科衛生士等
中堅保育士①	10/6(月)・10/10(金)	保育・子育て支援に携わる職務経験が概ね10年以上の職員
大人の発達障害	10月中旬	発達障害のある人への支援に携わる職員
課税①	10/20(月)～10/22(水)・10/24(金)	住民税賦課事務を担当する職務経験2年程度の職員
高齢者地域支援	10/20(月)	高齢者施策、高齢者保健福祉に携わる職務経験2年以上の職員
河川	10/28(火)・10/29(水)	河川に関連する業務を担当する職員
構造	10月下旬	建築構造審査を担当する職務経験1、2年程度の職員
児童相談所関連研修		
一時保護施設管理者及び指導教育担当職員研修	10月上旬	一時保護施設の管理者および指導教育担当職員（一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有するもの）
児童福祉司任用後研修①	10月上～下旬	(1) 児童福祉司として任用後1年目の職員（前記根拠：児童福祉法第13条第9項） (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の職員も受講可能だが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されない
児童心理司（基礎）Ⅱ	10月中～下旬	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員
児童心理司（応用）Ⅰ	10月下旬	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑤	10/20(月)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・アプローチ④	10/16(木)・10/17(金)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化④	10/1(水)・10/2(木)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身につけたい主任以下の職員
コミュニケーションスキルアップ④	10/14(火)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
集客力を高めるチラシ・伝わる資料の作り方④	10/29(水)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
協働型リーダーシップ⑤	10/20(月)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
メンタルヘルスマネジメント③	10/10(金)	係長級の職員 ★メンタルヘルスについての正しい知識とメンタルヘルス不調の予防や早期発見・早期対応方法等のマネジメント知識を身につけたい係長級の職員
チームリーダーとしての基礎力向上③	10/6(月)・10/23(木)	主任及び係長級の職員 ★(1) タイムマネジメント、危機管理、目標管理及び業務改善などのマネジメントスキルの基礎を効率よく体系立てて学びたい係長級の職員 (2) 係長昇任前にリーダーとしての必要な知識を学び、自身の職務遂行能力向上を図りたいと考えている主任の職員
サポート研修		
行政法②	10/9(木)・10/10(金)	主任以下の職員 ★行政法の基礎知識を学び、行政職員としてその知識を仕事に役立てたい職員
試行研修		
子どもの権利擁護	10月上旬	(1) 児童相談所、こども家庭センター等の職員 (2) 子ども家庭福祉行政に携わる職員

※紙面の都合上、10月に実施する研修の一部を紹介しています。

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より1ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>）もご覧ください。（特別区職員研修所）